

## 議 事 内 容

- 専務理事      ご案内しておりました時間となりましたので、第 54 回常設審議委員会を始めさせていただきます。
- 今日は、審議委員の総数 19 名に対し 16 名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- それでは、開会に当たりまして、坂井会長にご挨拶をお願いします。
- 会長            こんにちは。第 54 回常設審議委員会にご出席ありがとうございます。
- 先程、9 月はいつも台風シーズンですけれども今回は大した被害がなくてよかったと話しておりましたが、私は 9 号を甘く見ていまして何も対策をしていなかったものですから、トラクターをハウスの中に入れたままにしていたら吹っ飛んで、隣の庭に迷惑を掛けてその後始末に追われました。そしたら 10 号が厳しいということで、うちは家族経営で小ネギを作っておりますが家族全員からハウスを下ろせと言われ、下ろすのはよかったですけどその後が大変で、私は土曜日曜と午後 5 時以降しか農業をしないということになっておりますので、昨日までかかって 9 棟ハウスを元に戻しました。自然災害の厳しさと同時に、私自身も後期高齢者ですので、連れ合いからもこの際ハウスは一区切り付けたらいいんじゃないかと言われてたりしまして、農家の高齢の方々が災害を機会に一区切りという声上がるのも当然だなあとしみじみ思ったところです。
- ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・3 件、第 5 条・4 件のほか、「令和 2 年度農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書について」を議題としています。
- どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。
- 専務理事      ありがとうございます。
- 先月の常設審議委員の交代に続き、先月 28 日の書面総会での決議により理事・監事にも交代がありましたので、委員名簿をお配りしております。常設審議委員会必携に綴じていただきますようお願いいたします。
- 専務理事      ここで、前回の審議会において委員さんからご質問があった事項について、事務局の回答が間違っておりましたので訂正させていただきます。
- 農業会議事務局      先月の審議の中で、委員さんから植林の補助金についてご質問を受け、確か 2 年程前にも同じ質問があり、今は植林の補助金はありませんとお答えをしていたところですが、県の森林整備課に農地を転用して植林した際に補助金はあるのかと再度質問したところ、たくさんあるとの回答でして、大変申し訳ございませんでした。

内容を申し上げますと、1反以上から、人工造林、樹下植栽、下草刈り、枝打ちというようにいろんなメニューがあるとのことですので、植林の補助金についてのお尋ねがありましたら、お近くの森林組合にご相談されて活用をしていただければと思います。

専務理事

申し訳ありませんでした。訂正とさせていただきます。

また、前回委員さんから、審議案件の航空写真等を用意してほしいとの要望がありましたが、農業委員会事務局に若干の負担を求めることになるため、来月の事務局長会議において説明をして、了承をいただいたうえで取り組みたいと考えているところです。

今月は、〇〇市町の案件について、〇〇市町の事務局にお願いしまして航空写真と現場写真を付けていただいております。

続きまして、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。

農業会議事務局

(前回の審議案件について、資料1により報告。)

専務理事

それでは、審議に入りたいと思いますが、議長を坂井会長にお願いします。

議長

それでは、ただ今から議事に入ります。

議事録署名者として、〇〇委員と〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。

議長

それでは、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から、説明をお願いします。

議長

まず、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号4-1、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会分について、農業会議事務局からお願いします。

農業会議事務局

〇〇農業委員会から要請がありましたので、農業会議事務局から説明をいたします。

整理番号4-2、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。  
整理番号4-3、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。  
整理番号5-1、〇〇〇〇申請の高等専修学校用地への転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地であることから農用地区域内農地と判断され、土地収用法の規定による告示に係る事業である場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-2、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。  
整理番号5-3、〇〇〇〇申請の駐車場用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施工に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、既存の施設の拡張であって、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の集会場用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満である農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 農地法第4条関係3件、第5条関係4件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問なし)

議長                   ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員           (全員挙手)

議長                   全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長                   次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の高等専修学校用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員                駐車場が65台ということですが、生徒とか教員の人数はどのくらいでしょうか。

〇〇農業委員会        職員が20名、定員が180名ということで計画をされております。

議長                   他にございませんか。

委員一同               (意見・質問なし)

議長                   ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員           (全員挙手)

議長                   全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

〇〇委員                (入室)

議長                   次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同               (意見・質問なし)

議長                   ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員           (全員挙手)

議長                   全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の集会場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第4条関係3件、第5条関係4件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
専務理事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議長	続きまして、次の項目に移ります。 「令和2年度農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員	当市町でも中山間地は荒れ放題で、手の付けられない農地がいっぱい出てきています。面積が小さくて大型機械が入れられず、猪被害もあるので農地の受け手がいない状況です。平坦部は、後継者が都会に出て行っておらず、農地を売りたいと思っても買い手がいない状況で、農業は悪い方向になってきているように思います。何か皆さん方のところでいい情報があれば教えていただきたいです。
議長	他にございませんか。
〇〇委員	鳥獣対策について、猪に対して電柵とかメッシュとかをしても、猪の頭数が増えていて、電柵がない里の方に寄ってきています。だから、頭数を減らすしかありません。子ども達が学校に行くときも危ない状況になっています。電柵やメッシュの補助をやっても頭数を減らさないことにはどうにもなりません。そここのところを真剣にお願いしたいです。
議長	では、先程のご意見に対して事務局からお願いします。
専務理事	さっき出たご意見をこの意見書に書き加えまして、来月県の農林水産部長に提出させていただきたいと思います。当日は坂井会長、山口副会長と事務局で対応する予定です。
議長	それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
専務理事	ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局	(その他の項目について、資料3により説明。)
専務理事	以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 なお、今回は、10月15日となっておりますが、場所が県の総合庁舎になりますのでよろしくをお願いします。お疲れさまでした。

14時17分